

報 告 第 8 号

専 決 処 分 の 報 告 に つ い て

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記

市立西中学校大規模改造建築工事（第3期工事）（ゼロ債務）変更請負契約の締結について

令和4年11月29日提出

富士見市長 星 野 光 弘

専 決 処 分 書

次のとおり工事変更請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

- | | |
|-----------|--------------------------------------------|
| 1 工 事 名 | 市立西中学校大規模改造建築工事（第3期工事）（ゼロ債務） |
| 2 施 工 場 所 | 富士見市西みずほ台三丁目地内 |
| 3 履 行 期 限 | 令和4年12月28日 |
| 4 請 負 金 額 | 226,666,000円 |
| 5 変更請負金額 | 222,924,900円 |
| 6 請 負 業 者 | 富士見市大字東大久保309番地
島田建設株式会社
代表取締役 島田 敏郎 |

令和4年10月25日

富士見市長 星 野 光 弘 印